

# 掛金一時払制度のご案内



低金利時代の「安全」「堅実」な資産形成に！



## ポイント① 事業主や法人役員のための払込制度です。

- 事業主年金等共済制度（略称：事業主共）の加入者を対象とした専用の払込制度です。
- 募集は年2回のみとなります。申込受付期間等は下記をご参照ください。

## ポイント② 掛金は10万円単位でお払込みいただけます。

- 1会員につき、10万円を1口として、最高5,000万円（500口）まで、何度でもお払込みいただけます（ただし1会員につき、累計5,000万円が上限となります）。
- 掛金はお申込み締切日の翌月22日（金融機関が非営業日の場合は翌営業日）に月払の掛金と合算して口座振替されます。
- 掛金は月払と同様に資産計上となります（損金・必要経費として算入はできません）。

## ポイント③ いつでも解約一時金をご利用いただけます。

- 1口単位で部分的な解約も可能となっていますので、資金が必要となった場合に解約一時金をご活用いただくこともできます。
- この制度における将来の受取予想額につきましては、下記掲載の給付額試算表をご確認ください。ただし、将来のお受取額をお約束するものではありません。
- 解約一時金の受取人は共済契約者である事業所となります。

【給付額試算表】抜粋、掛金100,000円について

加入期間	積立金額 (解約一時金)	返戻率	加入期間	積立金額 (解約一時金)	返戻率
1年	約98,712円	約98.7%	10年	約106,709円	約106.7%
3年	約100,435円	約100.4%	20年	約116,357円	約116.4%
5年	約102,189円	約102.2%	30年	約126,877円	約126.9%

【申込受付期間、掛金支払日について】

	申込受付期間	掛金支払日
第1回	6月20日～7月19日	8月22日
第2回	10月20日～11月19日	12月22日

- 注1) 75歳6ヵ月を超えている方はお申込みいただけません。  
 注2) 申込受付終了日が土、日、祝日の場合は前営業日が締切日となります。  
 注3) 掛金支払日が金融機関の非営業日となる場合は、翌営業日に口座振替が行われます。

※左記給付額試算表の金額は変動（増減）します。給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。  
 (1) 月払掛金は、この制度（事業主共）全体で61,000口を常に維持していること。  
 (2) この制度（事業主共）の加入者全員の掛金が毎月25日に入金されたものであること。  
 (3) 給付額試算表の金額は、各委託保険会社の基礎率（予定利率・予定死亡率等）及び委託割合〔平成28年10月現在〕に基づき計算しております。基礎率（予定利率・予定死亡率等）、委託保険会社及び委託割合については、将来変更されることがあります。  
 ※加入後一定の期間は、解約一時金が掛金累計額を下回ります。  
 ※本表は配当金はないものとして試算しております。配当金が生じた場合は、積立金（解約一時金）に加算されます。

【お問合せ先】



公益財団法人 札幌市中小企業共済センター 共済課  
 TEL：011-221-3984 FAX：011-221-4566  
<http://www.support-sapporo.or.jp/>

ご検討・お申込みにあたっては、所定のパンフレット（契約概要・注意喚起情報）を必ずご覧下さい。  
 この資料は、平成28年10月現在の内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。